EU: 中国製自転車へのアンチダンピング措置の継続を決定

欧州委員会 (EU 委員会) は、中国を原産として輸入される自転車へのアンチダンピング (AD) 措置について、2011 年 10 月 6 日付 EU 官報 (No. L261) にて 5 年間の措置延長の公告を 行った。その後、理事会規則 (EC) No 1225/2009 第 11 条 3 項に基づく再審査の要請があり、 2012 年 3 月に再審査開始の公告を行ったが、この度、その再審査の結果について、EU 委員 会は本年 6 月 5 日の EU 官報 (No. L153) にて、5 月 29 日付理事会規則 (EU) No 502/2013 を公表した。

1. 審查概要

EU 内の自転車製造業者の中から、今回はハンガリー(Accell)、ポルトガル(Decathlon)、イタリア、ルーマニア、オランダ(Gazelle)、ブルガリア、ドイツ(MIFA)及びポーランドの各国から、自転車製造業者 8 社をサンプルとして選定した。前回の自動失効時の審査におけるサプリングと比べると、中東欧地域からの企業選出が増えている。なお、これらの企業で EU 生産及び販売の約 25%を占めると推定される。更に中国の部品製造業者 2 社、欧州へ輸出している中国の自転車製造業者 3 社がサンプルに加えられた。審査対象期間(RIP)は 2011 年 1 月 1 日~12 月 31 日とし、対象製品となる自転車は CNコード「8712 00 30」及び「8712 00 70」である。車種別では、①ATB(MTB 含む、タイヤサイズ 24 又は 26 インチ)、②トレッキング/シティ/ハイブリッド及びツーリング車(同サイズ 26 又は 28 インチ)、③BMX と子供車(同サイズ 16 又は 20 インチ)及び④その他の自転車とサイクル(但しー輪車を除く)である。

審査にあたっては、サンプル企業から提供された情報と EU 統計機関 (Eurostat) の情報をもとに、2008 年から審査対象期間 (RIP) までの調査項目毎に 4 年間の数値の推移を示し、詳細な分析を行っている。今回の再調査では、特に中国の関連当事者からの協力があまり得られなかったため、理事会規則 (EC) No 1225/2009 の第 18 条の規定により、非協力の場合として入手可能な情報により判断したとしている。また、各関係者から寄せられた意見や主張に対しては、逐一、EU 側の回答や判断と共に掲載している。

2. 報告内容

EU 自転車市場については、2008 年から 2011 年までの 4 年間で、EU 内の消費量は 1 割減少し、2011 年は 2,012 万台であった。全輸入量と EU 市場向け EU 生産台数についても、同期間でそれぞれ約 1 割前後減少しているが、中でも 2009 年は金融危機の影響により、2011年には EU 地域の天候不順の影響を受けて、それぞれ数値が落ち込んだ側面もあったとしている。

EU 内の自転車産業界については、EU 内での生産台数は 2008 年から RIP までの期間の 4 年間で約2割近くも減少し1,103万台となった。EU 内の生産能力は年々減少傾向にはあるものの1,500万台程を維持しており、実際の生産数は生産能力の7割強程であり、EU 製造業者にはまだ生産余力があるとしている。

表 1: 消費量 (単位:台)

年	2008	2009	2010	2011
①全輸入	10,017,616	8,974,906	9,734,143	8,840,362
②EU 市場向け EU 生産	12,441,446	11,604,072	10,946,875	11,276,240
消費量(①+②)	22,459,062	20,578,978	20,681,018	20,116,602

表 2: 生產量 (単位:台)

年	2008	2009	2010	RIP
EU 生産台数	13,541,244	12,778,305	11,682,329	11,026,646
EU 生産能力	15,804,000	15,660,000	15,150,000	15,000,000

中国からの輸入は、特に 2009 年以降に一層の減少を見せ、4 年間で 4 割も減少し RIP には 52 万台となり、また、中国の EU 市場シェアは 2009 年以降、3%前後で推移している。しかしながら、中国からの迂回輸入があったとされるインドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジアの 4 カ国からの該当分を加えると、輸入台数は 200 万台前後、EU 市場シェアは 10%前後に達する。現在、EU 市場への輸入が最多の台湾、それに次ぐタイと比べてみても、少ないとは言い難い数値である。なお、中国からの輸入価格については、具体的に金額提示は困難としながらも、4 年間で倍増したと分析したものの、それでも欧州製品の半分程度の価格であると査定し、中国製自転車はいまだ価格が下げられた状態であるとしている。

また、今回、第三国市場としてメキシコが選ばれた。欧州市場への輸出量からみて、その比較対象には台湾が相応しいという関係者の意見もあったが、EU 委員会は台湾も含め合計 15 カ国に今回の調査への協力を呼びかけた結果、唯一応じた国がメキシコであり、同国 3 社に立会調査を行なったと述べている。

表 3: 中国からの輸入

年	2008	2009	2010	RIP
中国からの輸入(台)	941,522	597,339	627,120	518,549
中国の EU 市場シェア	4.2%	2.9%	3.0%	2.9%

表 4: 4カ国※の迂回分を含めた中国からの輸入

年	2008	2009	2010	RIP
迂回分を含む輸入(台)	2,321,240	1,802,101	2,194,354	1.904,761
EU 市場におけるシェア	10.3%	8.8%	10.6%	9.5%

※インドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジア

表 5: その他の国からの輸入(単位:台)

年	2008	2009	2010	RIP
台湾	3,428,043	2,949,433	3,458,448	2,864,114
タイ	1,522,209	1,384,410	1,234,123	993,952
その他※	2,746,124	2,838,962	2,847,164	3,077,535
合計	7,696,376	7,172,805	7,539,735	6,935,601

※4 カ国;インドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジアは除く

EU 産業における近年の大きな変化の流れとして、①製造業から組立業への業態変化、②中東欧地域への製造拠点の移行及び③フレーム等の主要構成部品の素材がスチール(鉄)か

らアルミ合金等が主流になったこと等があげられた。更に近年、欧州市場でブームの電動アシスト自転車等、新たな技術発展等もあったことが指摘され、これらの状況変化を考慮に入れて審査を行なうべきだという意見もあった。

2008 年から RIP までの 4 年間の EU 産業の企業動向については、EU 製品の市場シェアは概ね 55~56%前後で推移しているものの、雇用者数は同期間で 2 割近く減少し、在庫量は 2009 年に一旦減少し RIP に再び 2008 年並みに戻っている。また、企業の投資額は 2010 年には大幅に増額する等、増加傾向にあるが、投資リターンと収益率は RIP にはマイナスに転じ、更にキャッシュフローも減少傾向にあり、一方で従業員の賃金コストは 2009, 2010 年には 1 割上昇し RIP には 5%増となり年々上昇傾向にある。

上述の変化等を加味しても、これら数値の推移から見て、これまでのダンピングによる影響から EU 産業が完全に回復したとはいえず、EU 自転車製造業者の経営状況は依然として厳しい状況にあるとしている。

表 4: EU j	産業におけ	る企業動向
-----------	-------	-------

玖 ○ □ 庄木□007 0 正不到 □				
年	2008	2009	2010	RIP
EU 産業の市場シェア(%)	55.4	56.4	52.9	56.1
雇用者数(人)	14,197	14,147	12,067	11,783
生産性(台/年)	954	903	968	936
在庫(台)	519,832	390,398	522,779	517,977
販売単価(EUR/台)	144	149	146	144
製造単価(EUR/台)	141	147	146	145
投資額(EUR1,000)	7,952,150	9,421,745	19,288,284	9,263,184
投資リターン(%)	14	11	2	-1
収益率(%)	1.9	1.6	0.3	-0.1
キャッシュフロー(%)	3.2	3.1	1.8	1.3
1 人当りの賃金コスト(EUR/年)	15,747	17,393	17,383	16,581

3. 結論

中国からの直接の自転車の輸入台数は、数値上は大幅に減ったように見えるが、AD 措置を避けるために他国を経由する迂回行為もあり、それらの分も含めると必ずしも減っているとは言えない。現在も中国製品の価格は EU 製品に比べて安価な状態であり、ダンピングによる EU 内製造業者への被害は続いていると述べている。また、AD 措置を解除した場合、中国から EU への輸出が増加し、更なるダンピングが発生する恐れもあるとして、AD 措置の継続が EU 内の自転車製造業者のみならず、それら自転車製造業者との取引が中心である EU 内自転車部品製造業者を含めた EU 産業の利益につながるとし、更には品質が良く安全な自転車を利用することは消費者の利益になるとして、EU 委員会は 2011 年 10 月から 2016 年 10 月までの 5 年間の中国製自転車への AD 税賦課を下記の税率にて維持することを決定した。

表 5:中国企業への確定 AD 税率

27 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
企業名	確定税率		
Zhejiang Baoguilai Vehicle Co. Ltd	19. 2%		
Oyama Bicycles(Taicang) Co. Ltd	0%		
Ideal (Dongguan) Bike Co., Ltd	0%		
(上記3社を除く) すべての企業	48. 5%		

以上

出所: 2013 年 6 月 5 日付 EU 官報 (No. L153) 、理事会規則 (EU) No 502/2013

参考:理事会規則(EC)No 1225/2009